

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について

1 介護職員処遇改善加算

(1) 制度の目的

利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を図るための賃金改善と環境整備を目的に創設された加算。平成23年度までは「介護職員処遇改善交付金」として実施されていましたが、平成24年度から「介護職員処遇改善加算」として介護報酬の加算に移行した。

(2) 加算の種類と単位数

処遇改善加算は（I）～（V）の5区分あり、マイラシーク塩谷では一番加算額が高い（I）を取得。

特定施設入居者生活介護（基本報酬＋各種加算・減算の合計単位数）× 8.2%
 複合型サービス（ ” ” ” ” ）× 10.2%

（参考）令和2年度の処遇改善加算（収入）

特定施設	複合型サービス	訪問介護	通所サービス	計
6,559,170円	5,143,050円	271,910円	67,930円	12,042,060円

令和3年度は約1,400万円程度の収入となる見込み。

(3) 賃金改善

処遇改善加算として会社に入ってきたお金は、全額、介護職員に支払わなければならない。
 給与明細書に処遇改善加算としての記載がないが、介護職員の給与・賃金総額の約15%が処遇改善加算で支払われている。

（参考）令和2年度の状況

介護職員 38人（常勤換算 270人/年）給与・賃金総額（会社負担法定福利費含む）80,679,411円

(4) 環境整備

[キャリアパス要件]

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備
- ② 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保
- ③ 経験もしくは資格等に応じた昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する判定する仕組みの設定

[職場環境等要件]

- ① 入職促進に向けた取組（法人や事業所の経営理念やケア方針などの明確化など）
- ② 資質向上やキャリアアップに向けた支援（研修の受講支援など）
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進（有給休暇が取得しやすい環境整備など）
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理（健康診断・ストレスチェックの実施など）
- ⑤ 生産性向上のための業務改善の取組（タブレット端末等のICT活用など）
- ⑥ やりがい・働きがいの醸成（ミーティング等の職場内コミュニケーションの円滑化など）

2 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 制度の目的

経験・技能のある介護職員に重点化して、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うための加算として、令和元年10月の介護報酬改定により創設された。

(2) 加算の種類と単位数

処遇改善加算は（Ⅰ）（Ⅱ）の2区分あり、マイラシック塩谷では加算額が高い（Ⅰ）を取得。

特定施設入居者生活介護（基本報酬＋各種加算・減算の合計単位数）× 1.8%

複合型サービス（〃）× 1.5%

（参考）令和2年度の処遇改善加算（収入）

特定施設	複合型サービス	訪問介護	通所サービス	計
960,050円	756,290円	125,000円	13,840円	1,855,180円

令和3年度は210万円程度の収入となる見込み。

(3) 配分方法

調整手当として支給。

区分	支給額（月額）
① 通算10年以上の介護勤務経験があり、かつ当社にて5年以上の勤務経験のある60歳未満の介護福祉士資格保有者	14,500円
② ①に該当しないその他の介護職員	7,200円
③ その他の職種の職員のうち支給が適当と考えられる職員	3,500円

※支給額（月額）は常勤換算1.0の場合。

常勤換算1.0に満たない職員については、当該常勤換算率を乗じた額を支給。

(4) 環境整備

[職場環境等要件]

介護職員処遇改善加算と同じ